

7. 10 非常警報設備

1 設置基準は令第24条参照

注 令第24条第3項第3号及び第4号について、(16)項イで500人未満のため放送設備の設置義務がない場合でも、項目ごとに収容人員を算定した場合に令第24条第3項第3号が適用になり義務設置になる場合もある。

例 (16)項イ

(15)項	90人
(15)項	80人
(3)項ロ	160人
(3)項ロ	160人

収容人員490人 \leq 500人で防火対象物全体に放送設備の設置義務はない。
しかし、(3)項ロの収容人員合計が320人 \geq 300人となり(3)項ロ部分に放送設備の設置義務が生じる。

2 平成6年4月1日現在、既に存する防火対象物は旧基準が適用になる。

(基準適用の判断については、法第17条の2の5及び法第17の3に注意すること。)

3 屋外の観覧場等非常警報設備を設置する場合は、観覧席を有効に包含するようスピーカーを設置すること。

参考

放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について (H 6. 2. 1 国 22)

(H 6. 11. 30 国 302、 H 13. 3. 30 国 103 改正)

平成6年1月6日に公布された「消防法施行規則の一部を改正する省令」(H 6 自治省令第1号)及び「非常警報設備の基準の一部を改正する件」(H 6 国告1)の施行については、「消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」(H 6. 1. 7 国 6)により通知したところであるが、放送設備の設置に係る技術上の基準の運用を下記のように定めたので通知する。

貴職におかれては、その運用について特段の御配慮をお願いするとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

記

1 自動火災報知設備の地区音響装置の取扱いについて

- (1) 放送設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動し、自動的に音声警報音による放送を行うことができることとされたことから、規則第24条第5号に定めるところにより、自動火災報知設備の地区音響装置を設けないことができることとされたところであるが、この場合であっても地区音響装置を設けるときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」(S 60. 9. 30 国 110)の例によるものとする。
- (2) 放送設備を設けた場合は、令第32条の規定を適用して、規則第14条第1項第4号に規定する「自動火災報知設備により警報が発せられる場合」と同等であると取り扱って差し支えないものとする。

2 音声警報の取り扱いについて

「非常警報設備の基準」(S48 国告 6。以下「告示基準」という。)第4、4及び5に定める放送設備の音声警報機能を有するものは、規則第25条の2第1項に定める非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響を発する装置を附加した放送設備として取り扱うことができるものとする。

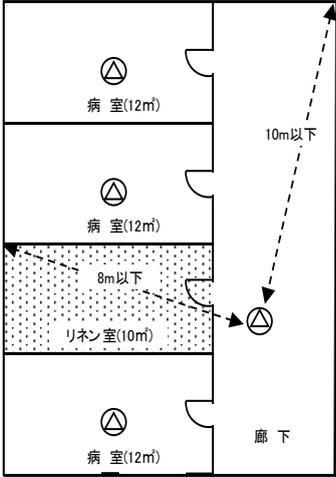
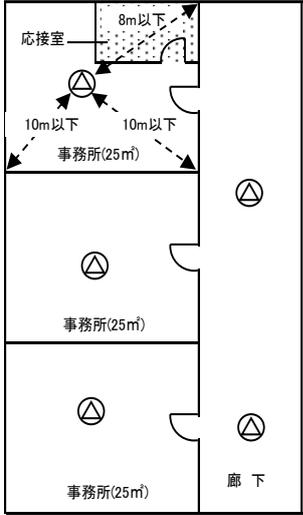
3 スピーカーの設置について

- (1) 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)に定める放送区域(防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸(障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものを除く。)で区画された部分をいう。)の運用については、次のとおりとする。
 - ア 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式にかかわらず、壁として取り扱うものとする。
 - イ 障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものとする。
 - ウ 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うものとする。
- (2) 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置するよう指導されたい。
- (3) 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

※スピーカーの設置を要しない区域については以下のとおり。

- ① 6㎡以下の居室
- ② 6㎡以下の居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路
- ③ 30㎡以下の①又は②以外の放送区域(機械室・倉庫等)

なお、スピーカーが設置されない放送区域は各部分から隣接する他の放送区域のスピーカーまでの水平距離は8m以下。

ア 居室及び居室から地上に通ずる廊下その他の通路以外でスピーカーの設置を免除できる場合	イ 居室でスピーカーの設置を免除できる場合
 <p style="text-align: center;"> :スピーカーの配置を免除できる部分 :スピーカー </p>	 <p style="text-align: center;"> :スピーカーの配置を免除できる部分 :スピーカー </p>

(4) 寄宿舍、下宿又は共同住宅については、令第32条の規定を適用して、住戸部分については、住戸内の戸等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えないものとする。

4 非常警報以外の放送遮断について

規則第25条の2第2項第3号リ及び告示基準第4、1(4)に定める非常警報以外の放送を遮断することができる防火対象物の区域については、非常警報の放送が行われる防火対象物の区域とすることができるものとする。

5 遠隔操作器等から報知できる区域について

規則第25条の2第2項第3号ヲにより、遠隔操作器からも防火対象物の全区域に火災を報知することができるものであることとされたところであるが、全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器（以下「遠隔操作器等」という。）が1以上守衛室その他常時人がいる場所（中央管理室が設けられている場合は、当該中央管理室）に設けられている防火対象物にあっては、令第32条の規定を適用して、次の場合は、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができるものとする。

- (1) 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合
- (2) 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

- (3) ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であって、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合

6 音声警報音のメッセージについて

(1) メッセージの例

告示基準第4、4(3)に定めるメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとするよう指導されたい。

ア 感知器発報放送

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

イ 火災放送

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

ウ 非火災報放送

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

(2) メッセージの特例

ア 放送設備が階段、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。

イ 防火対象物の利用形態、管理形態等により、(1)に定めるメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、消防機関の認める範囲で内容の変更ができるものとする。

7 火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号について

告示基準第4、5(2)イ(ロ)C及び同ハ(ハ)に定める信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、おおむね2分から5分までとするよう指導されたい。

なお、特段の事情がある場合は、消防機関の認める範囲でこれと異なる時間とすることができるものとする。

8 放送設備の操作要領について

放送設備の機能については、告示基準第4、5(2)に定められているところであるが、その機能は、放送設備を次のように操作することを想定したものであるため、操作が的確に行われるよう防火対象物の関係者を指導されたい。

なお、この内容は、放送設備の表示事項である取扱方法の概要にも記載されているので、指導の際に活用されたい。

- (1) 自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号(火災表示をすべき火災情報信号を含む)。

以下同じ。)により起動した場合

ア 感知器発報放送の起動

感知器からの信号により自動的に行う。

イ 火災放送の起動

(ア) 告示基準第4、5(2)イ(ロ)に定める場合は、自動的に行う。

(イ) (ア)による自動起動が行われる以前に、現場確認者からの火災である旨の通報を受けた場合等、操作者が火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の情報を得た場合は、手動により起動する。

ウ 非火災報放送の起動

現場確認者からの火災が発生していない旨の通報を受けた場合は、手動により起動する。
なお、火災が発生していない旨の通報には、非常電話を使用しないものとする。

(2) 発信機又は非常電話により起動した場合

ア 感知器発報放送及び火災放送の起動

告示基準第4、5(2)ロによる。

イ 非火災報放送の起動

(1) ウによる。

(3) 感知器発報放送を手動により起動する場合

ア 感知器発報放送の起動

内線電話等により火災が発生した可能性がある旨の通報があった場合は、手動により起動する。ただし、操作者の判断により、感知器発報放送を省略して、火災放送を起動できるものとする。

イ 火災放送の起動

(ア) 告示基準第4、5②ハに定める場合は、自動的に行う。

(イ) (ア)による自動起動が行われる以前に、現場確認者から火災である旨の通報を受けた場合等、操作者が火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の情報を得た場合は、手動により起動する。

ウ 非火災報放送の起動

(1) ウによる。

(4) 音声警報音による放送中のマイクロホン放送をする場合

告示基準第4、5(2)ホに定めるように、音声警報音による放送中であっても、操作者による放送が優先することとなっているので、火災の状況に応じて、適宜操作者による放送を行うことができるものである。

9 誘導音装置付誘導灯の取扱いについて

誘導音装置付誘導灯の取扱いについては、「誘導音装置付誘導灯の取扱いについて」(S 62. 1. 16 国 8。以下 8 号通知)という。)によるほか、次によるものとする(8 号通知第 1、4 及び第 2、2(2)イ(ア)を除く。)

(1) 誘導音装置付誘導灯の誘導音の発生は、8 号通知第 2、2(2)アによるものとし、原則として放送設備の感知器発報放送又は火災放送と同時に開始されるものであること。

- (2) 誘導音装置付誘導灯の誘導音の音圧レベルは、8号通知第2、2(2)エにかかわらず、当該装置の中心から1m離れた位置で70dBに調整されていること。
- (3) 誘導音装置付誘導灯は、点滅形であることが望ましいこと。

10 削除

11 その他

- (1) 一斉式非常放送設備のスピーカーの設置についても、平成6年4月1日以降に設置するものにあつては、規則第25条の2第2項第3号イ及びロの規定によるよう指導されたい。
- (2) 既存の防火対象物であつても、放送設備の改修等の際には、改正後の規則及び告示基準に基づいて設置することが望ましいので、この旨指導されたい。
- (3) 令第24条第3項に掲げる防火対象物以外の防火対象物であつても、非常用の放送設備を設ける場合にあつては、改正後の基準に適合する放送設備を設置するよう指導されたい。
- (4) 地区集会場等で以下の全てに該当するものは、既存、新築の別を問わず、令第32条を適用し放送設備を設置しないことができる。(R7.4.15青広予26)
 - (ア) 延べ床面積が500㎡未満であること。
 - (イ) 主要な避難口を容易に見とおすことができる等、避難経路が明確であること。
 - (ウ) 複合用途防火対象物に地区集会場等が存する場合は、その他の用途は非特定防火対象物であること。
 - (エ) 適用を受ける消防法令に適合していること。